



「サポカー補助金」制度が始まりました

～対歩行者衝突被害軽減ブレーキ搭載車の購入等に対する支援制度です～

65歳以上のドライバーが、衝突被害軽減ブレーキ等が搭載された安全運転サポート車や、後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置を購入等した場合に、「サポカー補助金」が交付されます。

| | 対歩行者衝突被害軽減ブレーキかつペダル踏み間違い急発進等抑制装置を搭載する車両 | 対歩行者衝突被害軽減ブレーキを搭載する車両 |
|------|---|-----------------------|
| 登録車 | 10万円 | 6万円 |
| 軽自動車 | 7万円 | 3万円 |
| 中古車 | 4万円 | 2万円 |

対象となる車種や条件など、申請に関する詳細は、(一社)次世代自動車振興センターのホームページをご覧ください。電話でお問合せください。

(一社)次世代自動車振興センター
 ホームページ：<http://www.cev-pc.or.jp/>
 電話 (ナビダイヤル)：0570-05-8850
 ※受付時間は平日の9:00～17:15

考えてみませんか？ 運転免許証自主返納

ご高齢のドライバーの皆さん、運転時に「ヒヤッ！」としたことはありませんか？
一瞬の判断の遅れやハンドルミス等によって、被害にあわれた方だけでなく、ご家族をはじめとする多くの方が大変な苦しみを味わうこととなります。運転に少しでも不安を感じるようになってきたら、運転免許証の「自主返納」を考えてみませんか？

自主返納交付金として1万円交付します

箕輪町では、運転免許証を自主返納した高齢者の方へ、返納にかかる経費や運転経歴証明書の取得費用として1万円を交付しています。

〈交付対象となる方〉

- ① 自主返納した日現在において、町内在住の65歳以上の方。
- ② 運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けている方。



〈申請に必要なもの〉

- ① 運転免許証の取消通知書
- ② 運転経歴証明書 (交付年月日が平成30年4月1日以降のもの)
- ③ 印鑑
- ④ 振込口座の分かるもの (通帳)

役場2階の総務課窓口までお越しください。
(代理の方の手続きでも可能です)

- ※交付金の申請は、自主返納申請日の翌日から1年以内に行う必要があります。
- ※運転経歴証明書は、「身分証明書」として利用できます。